

## 会費納入規程

### (総則)

第1条 この規程は、放射線機器管理士部会（以下本部会という）規約第20条に定める会費等について定める。

### (会費額)

第2条 会費の年額は3,000円とする。

### (納入期限)

第3条 本部会会員は、本規程第2条に規定する会費額を年度開始前の9月30日までに納入しなければならない。期限内に納入なきものは、会員の権利のすべてを放棄したものとみなす。ただし、期限を過ぎた後でも会費が納入されたときは直ちに会員の権利が復活する。尚、この場合は、当該年度開始時から納入時までには享受できたであろう権利を求めることはできない。

2. 年度途中で新たに入会したのものについては、可能な範囲で当該年度開始時に遡った権利を受けることができる。

### (規程の改廃)

第4条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て総会で決する。

## 付 則

1. この規程は、平成15年6月6日から施行する。